

行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年9月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

行政文書管理規程の一部を改正する訓令

行政文書管理規程（平成11年岩手県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第31条関係）			別表（第31条関係）		
文書記号			文書記号		
1 本庁			1 本庁		
部局等	課 等	記 号	部局等	課 等	記 号
[略]			[略]		
政策地域部	[略] 科学 I L C 推進室	[略] 科	政策地域部	[略] 科学 I L C 推進室 台風災害復旧復興推進室	[略] 科 台
[略]			[略]		
2 [略]			2 [略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。